

新見市森林整備計画

計画期間 (自 平成28年 4月 1日)
 (至 平成38年 3月 31日)
 変更 平成29年 3月 31日
 変更 平成30年10月 1日

新 見 市

新見市位置図



目 次

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	
1 森林整備の現状と課題	P 1
2 森林整備の基本方針	P 1
3 森林施業の合理化に関する基本方針	P 5
II 森林の整備に関する事項	
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	P 5
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	P 5
3 その他必要な事項	P 6
第2 造林に関する事項	
1 人工造林に関する事項	P 6
2 天然更新に関する事項	P 8
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在	P 10
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	P 10
5 その他必要な事項	P 11
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	P 11
2 保育の種類別の標準的な方法	P 12
3 その他間伐及び保育の基準	P 13
4 その他必要な事項	P 13
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域における施業の方法	P 13
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	P 15
3 その他必要な事項	P 17
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	P 17
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	P 17
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	P 17
4 その他必要な事項	P 18

第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	
1	森林施業の共同化の促進に関する方針	P 1 8
2	施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	P 1 8
3	共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	P 1 8
4	その他必要な事項	P 1 8
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	
1	効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	P 1 8
2	路網の整備と併せて効果的な森林施業を推進する区域に関する事項	P 2 0
3	作業路網の整備に関する事項	P 2 0
4	その他必要な事項	P 2 1
第8	その他必要な事項	
1	林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	P 2 2
2	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	P 2 2
3	林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	P 2 3
Ⅲ	森林の保護に関する事項	
第1	鳥獣害の防止に関する事項	
1	鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	P 2 4
2	その他必要な事項	P 2 5
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	
1	森林病虫害等の駆除及び予防の方法	P 2 5
2	鳥獣害対策の方法（1に掲げる事項を除く）	P 2 5
3	林野火災の予防の方法	P 2 6
4	森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	P 2 6
5	その他必要な事項	P 2 6
Ⅳ	森林の保健機能の増進に関する事項	
1	保健機能森林の区域	P 2 6
2	保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法	P 2 7
3	保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備	P 2 7
4	その他必要な事項	P 2 8
Ⅴ	その他森林の整備のために必要な事項	
1	森林経営計画の作成に関する事項	P 2 8
2	生活環境の整備に関する事項	P 3 0
3	森林整備を通じた地域振興に関する事項	P 3 0

4	森林の総合利用の推進に関する事項	P 3 0
5	住民参加による森林の整備に関する事項	P 3 0
6	その他必要な事項	P 3 1

新見市森林整備計画変更理由書

1 計画の変更を要する理由

地域の実情に応じて、森林施業が一体として効率的に行われうる区域の範囲に変更する。

その他森林整備に関する事項の変更

2 計画変更の内容

「V その他森林の整備に関する事項」

- (1) 「第1 (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域」
旧市町単位から大字単位に区域を変更する。
- (2) 「第3 森林整備を通じた地域振興に関する事項」
木質バイオマス発電事業に関する内容を追加する。
- (3) 「第5 (2) 上下流連携による取り組みに関する事項」
一部削除
- (4) 「第5 (3) その他」
企業との協働の森づくり事業に関する内容を追加する。

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

新見市は岡山県の最西北端に位置し、西は広島県庄原市、北は鳥取県日野郡に接し、東は真庭市、南は高梁市に接している。平成17年3月31日に1市4町が合併し、新生・新見市になった。

本市の総面積は、岡山県の11.2%を占める79,327haであり、全域が中国山地の脊梁地帯に属する起伏の多い地形で、86.3%にあたる68,484haを森林が占めており、特に北部の中山間地域は人工林率が高い典型的な山村地域となっている。

なお、林野面積に占める私有林面積は59,297ha、国有林面積は9,121haとなっており、私有林面積に占める人工林面積は、32,126ha人工林率は54.2%となっている。

また、人工林の齢級別の構成については、除伐や間伐を必要とする7齢級以下の森林が約30%、標準伐期を向かえた森林が約70%となっており、森林の高齢化も進んでいる。

今後は、これらの保育期にある森林の適切な整備を推進していくとともに、伐採の適期を向かえた森林については、長伐期施業を取り入れ計画性の高い森林づくりを目指す。

森林整備を推進するために必要不可欠な林道は、270路線で271,890m開設し、林道密度は4.5m/haとなっており、今後も作業道等含めた路網整備が重要となっている。

このような現状の中で、過疎化や高齢化が進み林業労働力も減少しているが、林業生産活動の活性化と森林の持つ多面的機能が発揮されるよう、継続的な森林整備を行い、将来を見据えた森林づくりを進める。

2 森林整備の基本方針

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。地域においては、関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、その機能を十分に発揮できるよう森林の整備及び保全を進めることとする。その際、期待する機能の発揮に向けた施業が相反する場合以外は、複数の機能を期待する森林として取り扱うことも可能とし、森林の機能と望ましい姿を第1表のとおり定める。

ただし、地球環境保全機能は、二酸化炭素の吸収や炭素の固定、蒸発散作用等の森林の働きが保たれることによって発揮される属地性のない機能であるため、区域設定の対象とはしないものとする。同様に、生物多様性保全機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、原始的な森林生態系や希少な生物が生育・生息する森林など属地的に発揮されるものを除き、区域設定の対象とはしないものとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	望ましい姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。なお、県が定めている計画等に基づき、年間1, 200haの間伐を目標に実施し、計画的に森林整備を進める。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養機能、山地災害防止機能・土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能及び木材等生産機能の各機能を高度

に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣害の被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。</p>
山地災害防止機能 ・ 土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や住民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。</p>
快適環境形成機能	<p>住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。</p> <p>快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。</p> <p>また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>文化機能</p>	<p>文化機能史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。</p> <p>また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。</p> <p>また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。</p> <p>この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせんなどを推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業者への長期の施業等の委託を進めるとともに、林業経営の委託への転換を目指すものとする。その際、長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

また、森林施業の共同実施、作業路網の維持運営等を内容とする施業実施協定の締結等により、森林所有者等の共同による施業の確実な実施を促進するものとする。

あわせて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図るものとする。

II 森林の整備に関する事項

第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して、第3表のとおり定める。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	40年	45年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採（主伐）の標準的な方法に関する指針に基づき、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることを旨として、対象森林に関する自然条件及び社会的条件、既往の施業体系、樹種の特性、木材需要構造、森林の構成等を勘案して、皆伐及び択伐の方法、主伐の時期、伐採率、伐区の設定方法、その他必要な事項について定めるものとする。

立木の伐採のうち主伐は、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。）が、再び立木地となることをいう。以下同じ。）を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採）とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。</p>

なお、立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～エに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定めその方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、及び溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。

3 その他必要な事項

該当なし

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。

(1) 人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の

選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

また、特定の区域に限って適用すべき人工造林の対象樹種を設定する場合は、林小班を指定し当該区域を表示する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区分	樹種名	備考
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ、クロマツ、クヌギ、ケヤキ、ヤマザクラ、クリ等	

(2) 人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、それぞれの地域において定着している複層林施業体系がある場合はそれを踏まえつつ、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員等とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	密仕立て	4,500	
ヒノキ	中仕立て	3,300	
〃	疎仕立て	3,000	
マツ	中仕立て	5,000	
クヌギ	中仕立て	3,000	

イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項についてを第6表のとおり定める。また、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努める。

第6表 その他人工造林の方法

区 分	標準的な方法
地拵えの方法	伐採跡地の地力が減少しないように配慮して全刈り地拵えを基本とし、その方法は伐採木の枝条や、刈り払った雑草木を斜面に一定間隔で整理する「筋置き地拵え」やこれを林地の沢筋や山腹に集約する「巻き落とし地拵え」とする。また、作業手段については、チェーンソーや刈り払い機による機械地拵えとする。
植付けの方法	正方植えを原則とし、植付けは丁寧とする。 気候その他の立地条件及び既往の植付け方法を勘案して植付け方法を定めることとする。
植栽の時期	春植えは、3月中旬～4月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案し、苗木の根の成長が鈍化した時期(11月頃)に行う。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間を定めるものとする。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこととする。

なお、岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図ることとする。

(1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種（後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。）を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準による
-----------	----------------

(2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案して、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を第8表に定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものがその本数にその本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を更新する。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、地域の植生等を勘案して定める。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表に定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行う。

- ① 地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
- ② 刈出しについては、ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準による	3,000本/ha以上

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標準的な方法
地表処理	笹の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条処理等を行い、種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。
植 込 み	天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行ものとする。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにする。4年目に2回目の芽かきを行い、1株当たり2～3本とする。

ウ その他天然更新の方法

地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認する方法を定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図る。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

3, 000本/ha以上

(植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数を定めるにあたり、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数。)

5 その他必要な事項

該当なし

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、その実施時期及び間隔とともに、間伐率等について、第10表に定める。

なお、間伐の間隔は下表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

ア 主要樹種別に、施業体系及び植栽本数に応じて間伐を実施すべき標準的な林齢を定めるが、これらの区分は地域の実態に応じて設けて差し支えない。

イ 間伐を実施すべき標準的な林齢の「初回」は、間伐開始時期の林齢を示す。

ウ 標準的な方法欄には、実施すべき標準的な方法（間伐率（本数及び材積）、選木方法等）及び必要に応じて間伐の実行上留意すべき事項について簡潔に記載する。

エ 標準伐期齢以上の林齢についても対象とし、高齢級の森林における間伐については、立木の成長力に留意する。

第10表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,300	14	19	24	29	【選木方法】 1,2回目は形質不良木を中心に 3回目以降は形質不良木とともに 成長の良い優勢木も選木の対象とする。 【間伐量】 中国地方林分密度管理図による。
	一般材		17	22	27	32	
	大径材		19	26	35	—	
ヒノキ	小径材	3,300	17	22	27	32	
	一般材		21	26	31	37	
	大径材		21	28	37	—	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第11表に定める。

ア 保育の種類は、原則として下刈り、つる切及び除伐とし、必要に応じてその他の保育についても定める。

イ 保育の標準的な方法は、森林の立木の生育の促進及び林分の健全化を図ることを旨とし、既往の保育の方法等を勘案して、時期、回数、作業方法その他必要な事項について定める。

この場合、必要に応じて主要な樹種別及び仕立ての方法別に定める。

第11表 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△										
	ヒノキ	△	①	①	①	①	①	①	△								
つる切り	スギ							←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→	→	→	→		
除伐	スギ							←	△	→		←	△	→			
	ヒノキ									←	△	→		←	△	→	

保育の種類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～8月頃を目安とし、必要に応じて年数回行う。	
つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は、6月～8月頃を目安とする。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は8～10月頃を目安とする。	

注) ○印：通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

3 その他間伐及び保育の基準

局所的な森林の生育状況の差違等を踏まえ、必要に応じて、上記の「標準的な方法」に従って間伐又は保育を行ったのでは十分に目的を達することができないと見込まれる森林について、当該差異等に応じた間伐又は保育の方法を定めるものとする。

4 その他必要な事項

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であってこれらを早急に実施する必要があるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を森林所有者に対して通知を行う。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在、間伐又は保育に必要な事項等は、参考資料に整理する。

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、森林の機能の評価区分（「森林の機能別調査実施要領の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく評価区分をいう。）、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体系等を勘案し、次の(1)及び(2)について示す。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については林班、小班により示し特定できるように記載する。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源涵養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第13表により定める。なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12

表により定める。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能の評価区分が高い森林等

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

飛砂防備保安林、潮害防備保安林、風害防備保安林、雪害防備保安林、霧害防備保安林、防火保安林や、国民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、生活環境保全機能の評価区分が高い森林等

- ③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健文化機能の評価区分が高い森林等

イ 施業の方法

施業の方法として、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

このため、次の①～③の森林のうち、これらの公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」とし、それ以外の森林については「複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）」とする。

また、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」とする。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

また、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に、地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な森林を「特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林」とし、これを推進する。

それぞれの森林の区域については第13表により定める。

- ① 地形が傾斜が急な箇所、傾斜の著しい変移点をもっている箇所又は山腹の凹曲部等地表流下水、地中水の集中流下する部分をもっている箇所、地質が基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理又は片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤となっている箇所、土壌等が火山灰地帯等で表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い土壌から成っている箇所、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地から成っている箇所、表土

が薄く乾性な土壌から成っている箇所等の森林等

- ② 都市近郊林等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観美を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等
- ③ 湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林のうち、保健・レクリエーション機能及び文化機能の発揮が特に求められる森林

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

(1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、必要に応じて「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

この際、区域内において1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については、林班、小班により示し特定できるようにする。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

第 1 2 表 区域の設定

区 分		森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		別紙 1	27,000.93
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		14,723.09
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		8.29
	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		3,096.57
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林			9,644.12

第 1 3 表 区域の設定

区 分	施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	別紙 1	27,000.93
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	
	複層林 複層林施業を推進すべき森林（択伐によ		17,827.95

	施業を推進すべき森林	るものを除く)	別紙 1	
		択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当なし	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当なし		

3 その他必要な事項

該当なし

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市における森林所有者の状況、森林施業の実施状況、森林組合等林業事業体への施業の委託状況等を勘案し、長期の施業の受託、森林の経営の受託等により森林の経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林所有者（不在村を含む）等への長期の施業の委託等森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の受託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、地域協議会の開催による合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等により経営規模の拡大を促進する。

3 森林の経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の周知をはじめとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への施業等の委託を進める。

4 その他必要な事項

該当なし

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市における森林所有者の森林所有状況は、個々の所有形態が小規模なものが多く、林業生産活動は極めて小規模となっている。このため、安定的に供給できる素材生産体制を整備するには、森林施業や伐採等の機械化・集約化を推進するとともに、計画的な施業を実施することが重要である。また本市では森林所有者と自伐型林家とを繋ぐ組織を設立し森林の施業を促進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

市・森林組合による、啓発・普及活動を通じて森林所有者間の施業実施協定の締結を促進する。特に不在村森林所有者の森林の整備が十分できていないので、森林組合との施業の受委託の推進を図り、地域一体となった施業への参画を呼びかけていく。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1及び2との整合を図りつつ、次の事項に留意すること。

- (イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設営及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。
- (ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗その他の共同購入等共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。
- (ハ) 共同施業実施者の一がア又はイにより明確にした事項につき遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同化の実効性が損なわれることのないよう、あらかじめ、施業の共同実施の実効性を担保するための措置について明記しておくこと。

4 その他必要な事項

該当なし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第14表に記載する。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用すべきこと、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第15表に記載する。

第14表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

第15表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ 集材	枝払い 玉切り	運搬
緩傾斜地 (0° ~15°)	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ	グラップル (ウインチ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 (15° ~30°)	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~300	チェンソー	スイングヤータ (タリヤータ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 (30° ~35°)	車両系	300 ~500	50 ~125	チェンソー	グラップル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~500	チェンソー	スイングヤータ タリヤータ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 (35° ~)	架線系	500 ~1500	500 ~1500	チェンソー	タリヤータ	プロセッサ	トラック

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）、又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として、県が定める林業専用道作設指針（平成22年10月6日治第714号）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている基幹路網の開設・拡張に関する計画に基づき第16表に示す。

なお、基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	(区分)	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5ヵ年 の計画箇所
開設	自動車道 新設	林道	新見市	阿新北	18,330m	1,969	
			旧新見市	法曾吹屋	4,380m	211	
				金谷	2,000	39	
				摺臼原	1,500	36	
				西懸	1,670	42	
				小原山滝	1,000	44	
				西方今井	1,700	42	
				大成	1,700	129	
			旧大佐	安藤宗貞	1,230	279	
				川東	1,560	282	
大井野雌山	500	106					
河内上	480	84					
下組福田	600	41					
旧神郷	木谷	600	71				
	光吉	600	100				
	上ヶ市	1,420	48				
旧哲多	朴ノ木	890	6				
	柳原	640	18				
	大坊	1,000	211				
旧哲西	井原奥	1,120	41				
	田の河内	1,860	54				
	荻尾	1,000	51				
自動車道 改築	旧哲多	上野	810	37			
		矢神小奴可	1,240	120			
		秋庭	800	110			
		奥谷	1,360	150			
開設計					50,800m		
					箇所		

拡張	自動車道 (改良)	林道	旧新見 旧哲多	法曾吹屋 栗倉木屋原 大坊	1 1 2	211 251 211	○
	自動車道 (舗装)	林道	旧大佐 旧新見 旧哲多	作備 法曾吹屋 大坊	m 1,488 4,858 3,000	54 64 211	○

注1 開設拡張別に口座を設けて記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設については総数を記載する。

- 2 拡張にあたっては、舗装又は改良の内容を（ ）を付して併記する。
- 3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。
- 4 位置欄は、字、林班等を記載する。
- 5 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名に「○○支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。
- 6 利用区域面積欄に、当該開設路線の利用対象となる森林の面積を記載する。
- 7 計画の四季から年以内に開設又は拡張を行うものについては、前半5年分の欄に○印を記載する。
- 8 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。
- 9 かつこが付された項目の記載は任意とする。

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針（平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める森林作業道作設指針（平成23年4月28日治第69号）に則り開設するとともに留意する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項

該当なし

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、合併・協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組む。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

本市の森林のうち人工林は7齢級以下が約20%を占めており、間伐の実施が最も必要な時期となっていると同時に、主伐期を迎えた森林も増加傾向にある。

しかし、林業就労者の減少と高齢化が進んでおり実際の施業は追いついていないのが現状となっている。

生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低減を図るための機械化は、作業量の確保を図る観点からも重要であり、新見市森林組合等を中心として高性能林業機械の導入を図る。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第17表に示す。

第17表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	上流域 （急傾斜）	伐倒 チェーンソー 集材 人力 集材機 スイングヤード 移動式自走機 造材 プロセッサ	伐倒 チェーンソー 集材 集材機 タローヤード スイングヤード 造材 プロセッサ
	下流域 （緩傾斜）	伐倒、造材 チェーンソー 集材 人力 集材機 スイングヤード 造材 プロセッサ	伐倒、造材 チェーンソー 集材 集材機 タローヤード スイングヤード 造材 プロセッサ
造林 保育等	地拵え 下刈	地拵え 人力 チェーンソー 刈払機 下刈 人力 刈払機	地拵え 人力 チェーンソー 刈払機 下刈 人力 刈払機
	枝打	人力 背負式枝打機	背負式枝打機 自動枝打機

- ※1 作業の種類欄には、必要に応じて、伐倒、造材、集材その他の作業種を記載する。
 2 現状及び将来欄には、林業機械名を記載する。

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市の優良なスギ、ヒノキ等の素材を地元で加工し、付加価値を付けて流通させるために、加工技術等の向上と販路の拡大を図る。

第18表 林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状（参考）			計 画			備考
	位置	規模	対図番号	位置	規模	対図番号	
木材共販所	下熊谷	80,000 m ³ /年					
小径木加工施設	下熊谷	3,000m ³ /年					
プラント施設	上熊谷	4,500坪					
木材乾燥施設	上熊谷	700m ³ /年					
木材乾燥施設	上市	700m ³ /年					
市 場	大竹	12,000m ³ /年					
製材施設	田治部	850m ³ /年					
哲西栗共同選果場	上神代	木造・平屋建て					

注1 施設の種類の欄には、生産施設については、ほだ場、山菜園等の、流通施設については、原木市場、貯木場等の、加工施設については、製材工場、木材チップ製造工場、木製品製造工場、山菜加工施設等の、販売施設については、展示場、木製品の販売所等の名称を記載する。

- 2 位置欄には、集落名を記載する。
- 3 規模欄には、年間生産量等を記載する。
- 4 対図番号欄には、1 から一連の番号を記載する。

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の（1）及び（2）について記載する。

（1） 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を第19表に定めるものとする。

（2） 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進する。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齡木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングを実施し、鳥獣保護管理施策等と連携・調整のうえ被害防止効果の発揮を図る。

イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施。

2 その他の必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行う。

第19表 対象鳥獣の種類及び森林の区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	1 2 2 林班	63.84ha
	1 2 5 林班	80.64ha
	1 2 6 林班	39.70ha
ノウサギ	1 4 林班 (神郷)	61.85ha
	1 6 林班 (神郷)	93.92ha
	6 0 林班 (神郷)	92.06ha
	6 1 林班 (哲西)	74.82ha
	6 7 林班 (哲西)	87.90ha
	6 8 林班 (哲西)	157.14ha
	合計	751.87ha

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

1 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

- (1) 本市における松くい虫による被害面積は、近年横ばい状態ではあるが、高齢級の松林を中心に被害木の伐倒駆除を実施することにより、被害地域の拡大防止に努めているところであり、地域住民に対する啓蒙活動を積極的に行い、地域と一体になって健全な森林育成に努めるものとする。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導を通じて鳥獣害の防止を図る。

(2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、新見市、新見市森林組合及び森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

第1の1(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣の被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策

との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、県、新見市、新見市森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林所有者等が森林病虫害の駆除のための火入れを実施する場合は、森林法第21条及び新見市火入れに関する条例を遵守するよう指導するものとする。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

(2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めることとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行うものとする。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、地域森林計画において保健文化機能を高度に発揮させる必要のある森林とされている森林等であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定める。

区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案し、当該保健機能森林の区域は、字及び地番並びに林班及び小班により第20表に示す。

第20表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
新見市 (旧新見市)	41林班ニ 42林班ニ 43林班ニ 44林班ニ・ホ	24.0	14.0	10.0	0.0	0.0	0.0	森林公園牛丸大仙
新見市 (旧大佐町)	43林班ニ 44林班ニ・ホ 56林班ハ 57林班イ・ロ ・ハ 58林班イ・ロ ・ハ	123.6	73.9	49.7	0.0	0.0	0.0	大佐山

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

保健機能森林の区域内の森林においては、自然環境の保全及び森林の有する諸機能の保全に配慮する。

造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第21表に定める。

第21表 造林、保育、伐採その他び施業の方法

施業の区分	施業の方法
伐採及び造林の方法	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこと。
保育の方法	下刈・つる切り・除間伐等の保育を適切に行うこと。

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から、整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高（その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高（既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高）、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第22表に定める。

第 2 2 表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留意事項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
(1) 施設のタイプ 保健休養施設を主体とした 休養施設 (2) 主な施設の種類 展望台、芝生公園、遊歩道等	自然環境の保全に配慮しつつ、 森林の保全と両立した森林の保 健機能の増進が図られるよう、 地域の実情、利用者の意向等を 踏まえて、森林及び森林保健施 設の適切な管理、防火体制及び 防火施設の整備並びに利用者の 安全及び交通の安全・円滑の確 保に留意する。	その立木が標準伐期齢 に達したときに期待さ れる樹高で、既に標準 伐期齢に達している立 木にあってはその樹高 のこと

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

アⅡの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽後の植栽

イⅡの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウⅡの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エⅢの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

路網の整備状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

第23表 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林班	区域面積 (ha)
法曾	1～23	1414.45
井倉	24～31	438.70
長屋	32～34	204.84
石蟹	35～37	154.21
金谷	38～42	268.14
西方	43～58	1002.87
足立	59～78	1213.38
上市	79～99	1178.24
坂本	100～110	626.90
千屋	111～129	1171.00
千屋実	130～134、164～186	1851.09
千屋花見	135～150	1063.99
千屋井原	151～163	951.47
菅生	187～245	3506.70
下熊谷	246～261	1018.14
上熊谷	262～300	2547.24
馬塚	301～310	499.39
高尾	311～321	592.71
新見	322～329	471.59
正田	330～335	243.88
唐松	336～357	1054.47
足見	358～367	590.08
土橋	368～380	570.75
草間	381～410	1578.18
豊永赤馬	411～431	1209.10
豊永佐伏	432～443	563.12
豊永宇山	444～453	465.03
田治部	1～27	1609.72
布瀬	28～44	1041.61
永富	45～48	281.55
小南	49～51	214.83
小阪部	52～66	969.57
上刑部	67～90	1667.95
大井野	91～137	2926.61
下神代	1～20	1693.16
油野	21～78	4134.85
釜村	79～85、112～139	2352.68
高瀬	86～111	1725.69

成松	1～5、33	407.06
本郷	6～10、34	380.22
宮河内	11～20	694.13
花木	21～32	757.66
老栄	35、64～69	472.58
矢戸	36、49～63	1099.71
荻尾	37～48	798.47
蚊家	70～85、89、90、122～128	1723.45
田淵	86～88、91～108	1284.42
大野	109～121	774.06
大竹	1～3	202.46
畑木	4～8	348.58
八鳥	9～11	189.51
大野部	12～35	1633.10
矢田	36～55	1309.53
上神代	56～86	2064.99

2 生活環境の整備に関する事項

該当無し

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

地域材の流通体制の強化を図るため、製材業者等と連携し、木造住宅及び公共建築物等への地元産材の利用を促進する。

また、木質バイオマス発電事業を中心とした、林地残材等の有効活用に取り組み、森林整備を促進する。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

新見市金谷、西方地内にある「森林公園牛丸大仙」は、地元有志を中心に広葉樹の植栽や周辺の草刈り等の管理を行う。また、新見市千屋花見地内にある「新見市美しい森」周辺においては、小学生を中心に間伐体験・森林教室等を行い、森林整備の大切さを啓発していく。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

近年、都市住民を中心に森林に対する期待はますます高まっており、森林の持つ公益的機能の重要性や利用方法の認識を深めるため、高梁川下流域との交流を行う。大佐小南地内において、県南部の漁業士会と協定を締結し、水源の重要性を認識してもらうために、広葉樹の植樹や下刈りを中心とした交流を推進している。

今後も高梁川下流域との交流を深め、森林の持つ機能の大切さを周知し、環境に優しい活動を推進していく。

(3) その他

岡山県が推進する「企業との協働の森づくり」事業を活用し、日本たばこ産業株式会社との協定により、5年間の森林保全活動に取り組む。

6 その他必要な事項

該当なし